

令和8年度当初の認定手続書類の受付について

通常、被扶養者の認定は、被扶養者の要件を備えた日（事実発生日）以後に手続を行います。年度当初（令和8年4月中に認定する場合）に限り、3月中の事前受付を実施いたします。4月に書類を提出するより早く手続が完了しますので、対象となる場合は、積極的に御利用ください。

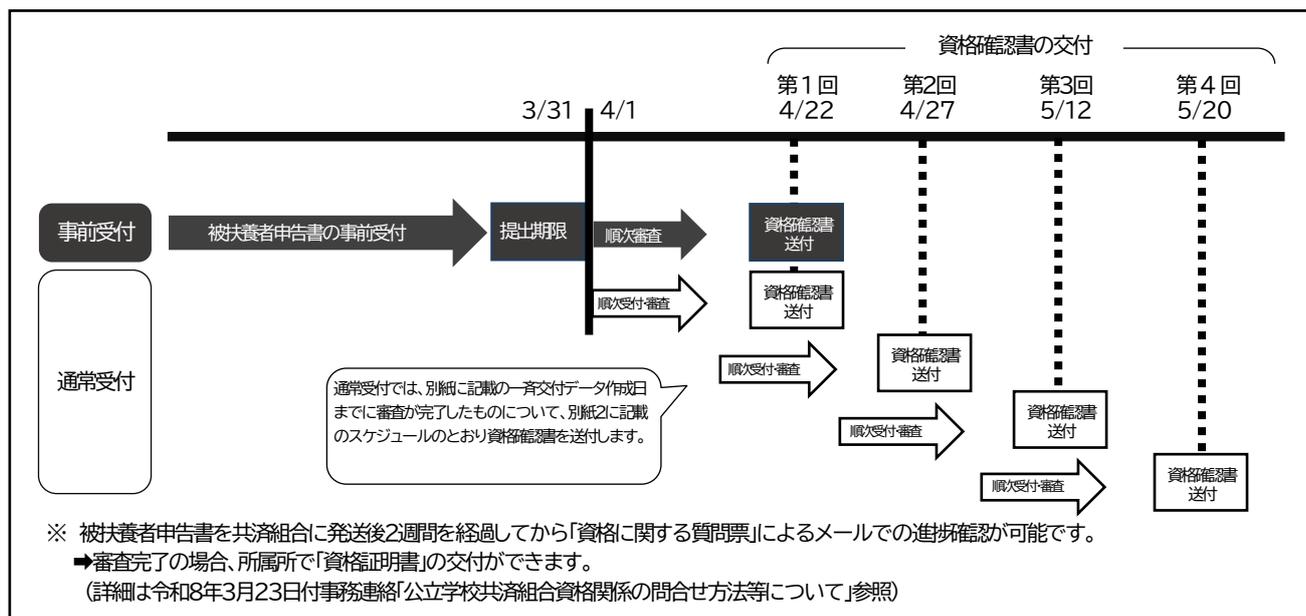
1 事前受付の対象者

3月31日（火）までに必要書類を不足なく提出できるもの（資格担当必着）について、事前受付の対象とします。新規採用等組合員の被扶養者も事前受付の対象となります（組合員番号が決まっていることが条件です）。

2 スケジュール

3月31日（火）までに資格担当に到着した被扶養者申告書（不備がないもの）について、事前受付を行います。事前受付分の被扶養者申告書は順次審査の上、4月22日（水）（一斉交付第1回）に資格確認書を発送します（年度当初は一斉交付により資格確認書を発行します。詳細は、別紙2「年度当初の被扶養者資格確認書の一斉交付について」を参照してください）。

4月1日（水）以降は通常受付となり、到着した被扶養者申告書は順次審査を行い、資格確認書は一斉交付で送付します。



3 必要書類等

本通知3「必要書類」を参照してください。

なお、書類に不備や不足がある場合は書類一式を返却します。事前受付期間中に初回の書類提出をした場合であっても、不備による返却後の再提出が通常受付期間となった場合は通常受付として処理し、資格確認書の発送も4月27日（月）（一斉交付第2回）以降となる場合がありますので、御注意ください。

4 留意事項

- 事前受付の書類作成日（組合員の申告日及び所属所受理日）は作成時点で差し支えありません。
- 事前受付の時点で組合員の所属所異動（転任等）が判明している場合、現・新どちらの所属所で認定手続及び所属所長（校長）の証明を行ってもかまいません。ただし、事前受付後、組合員に所属所異動（転任等）が発生した場合には、資格確認書は「新所属所」に一斉送付されます。

5 時間講師の方など、任命権者から組合員の資格取得情報の提供が遅れる方等の被扶養者の認定手続（個別交付による組合員資格取得届書と同時提出。例外対応）

(1) 趣旨

被扶養者の認定手続は、組合員が共済システムに登録されていることを前提としています。このため、任命権者から資格取得情報の提供が遅れる又は提供されない新規採用等組合員については、その分、被扶養者の資格確認書の発行時期が遅くなってしまいます。

個別交付による組合員の資格取得手続については、組合員の資格確認書等が「一斉交付第3回目までに届かなかった方に限り対応しますので、それまでは提出しないでください。」とお願いしていますが（※）、

下記（2）の新規採用等組合員が、被扶養者の認定手続を同時に行う場合に限り、例外的に、第3回目の一斉交付前であっても、個別交付による組合員の資格取得手続を受け付けることにいたします。これにより、被扶養者の資格確認書の発行を早期に受けることができます。

なお、個別交付による組合員資格取得届書により、被扶養者の認定手続に先行して組合員を共済システムに登録いたしますが、組合員の資格確認書は第3回目までは原則どおり一斉交付により委託業者から発送します（個別交付は行いません。）ので何とぞ御了承ください。

※ 組合員の個別交付手続による資格取得については、令和8年3月13日付7公立東京給1865号「令和8年度新規採用等に伴う組合員資格取得届出等の手続について（通知）」項番2（2）を参照してください。

(2) 対象となる新規採用等組合員（年度当初）

- ① 発令が遅れている方（4月例月給与が支給されない方）
- ② **時間講師の方**（採用具内申が3月講師特例（3月13日）までにTEMSに登録されなかった方）
- ③ 産休・育休代替教職員等で当初の任用期間が2か月以内であるが引き続き任用が見込まれる方
- ④ その他、任命権者から組合員の資格取得情報が提供されない方

(3) 認定手続書類の受付

ア 「被扶養者申告書（4月当初認定用）」〔別紙〕の上部の、「 組合員資格取得届書と同時提出」に、（チェック）を入れてください。

イ 「一般・短期組合員資格取得届書」〔用紙 No. 本人1〕（個別交付用）と、「被扶養者申告書」（4月当初認定用）〔別紙〕及び必要書類とを一緒に（同じ封筒にいれて）送付してください。

※ 組合員番号及び組合員資格取得の事実が分かるもの（発令通知書の写し、採用具内申書の写し、社会保険調書（一般厚生年金）など。時間講師で複数校勤務している場合は、同一適用事業所内の任用時数を合算して週20時間以上であることを確認するため、複数校分。）を添付してください。

※ 「被扶養者申告書」（4月当初認定用）〔別紙〕及び必要書類が同封されていない「一般・短期組合員資格取得届書」〔用紙 No. 本人1〕（個別交付用）が、第3回目の一斉交付前に単独で届いたときは、書類不備として返却させていただく場合があります。

(4) 被扶養者の資格確認書の発行

令和8年4月22日（水）以降、一斉交付します（原則どおり）。令和8年度当初に認定された被扶養者の資格確認書については、一斉交付により委託業者から発送いたします。詳しくは、別紙2を参照してください。